

知的障害福祉研究

Support **と**ort

2011.7
No.654

特集

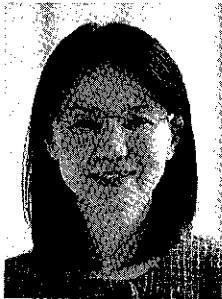
教育と福祉の連携を考える

- 訪問記 奈良県・社会福祉法人青葉仁会
- ほれほれ ゆかいなクラウン「土曜日の天使達」
—笑う喜び・笑ってもらう楽しみ—
- レポート 障害者施設の今後の役割
- SEMINAR 高齢知的障がい者の支援について



特集 **2**

大阪府発達障がい者支援センターと学校教育との連携の取り組み



新澤伸子

大阪府
発達障がい者支援センター
アクトおおさかセンター長

主張

大阪府発達障がい者支援センターには、年間1,000人以上の個別の相談が寄せられます。その6割以上が成人期になるまで未診断で特別な支援を受けてこなかった高機能の発達障がい者の相談です。成人期の実態をみるにつけ、学校教育期間の支援の重要性を感じます。個別事例への直接的な介入のニーズに後追的に対応するのではなく、学校教育と福祉の支援機関とが連携し合い、時間軸と空間軸（地域の広がり）の両方で、点ではなく線や面で支えていく仕組みをつくっていくことが必要だと思います。

発達障害者支援センターとは

大阪府発達障がい者支援センター「アクトおおさか」は、社会福祉法人北摂杉の子会が大阪府から国の「自閉症・発達障害支援センター事業」の委託を受け、平成14年6月に開設しました。その後、平成17年4月の発達障害者支援法の施行により「発達障害」がはじめて法的に定義され、国や自治体等の責務が規定され、支援体制の整備（しくみづくり）が始まりました。「発達障害者支援センター」は、発達障害者支援法第3章第14条にその役割等について規定され、現在ではすべての都道府県に設置されています。

アクトおおさかの主な事業内容としては、①相談支援、②機関コンサルテーション、③就労支援、④普及啓発・研修、⑤府内の発達障害者支援体制整備の推進等を行っています。

アクトおおさかの相談支援からみた現状の課題

アクトおおさかでは平成14年6月の開所以来、19歳以上の成人期の相談者が年々増加し、とりわけ平成17年の発達障害者支援法の施行以来、成人期の相談者が急増しています（図1）。

これらの成人期の相談ケースから浮き彫りになった課題として、知的障がいを伴う自閉症者における

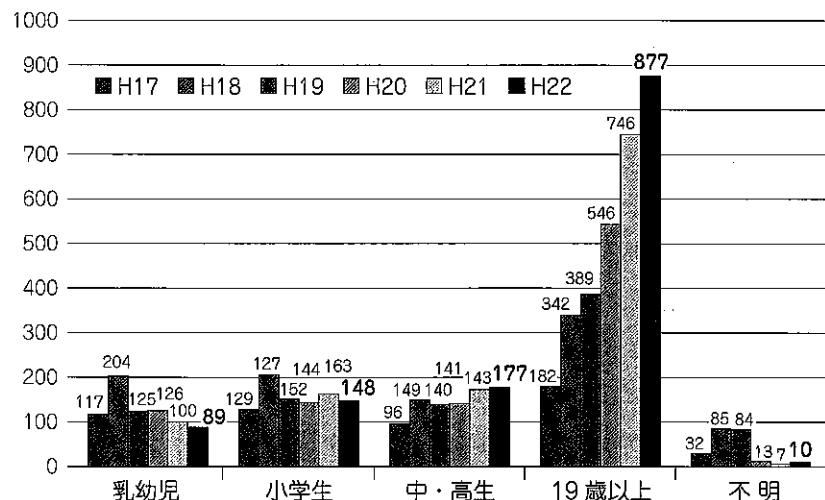


図1 年齢層別相談者数の推移（平成17年～22年）

課題と、高機能広汎性発達障がい者の課題が挙げられます。前者では、行動障害の重篤化や自立スキル・職業スキルが未習得で、就労や地域移行が困難な事例の問題が挙げられ、後者では、未診断で本人・家族の障がい受容や自己理解の困難性、二次障害の重篤化、支援機関・マンパワーの不足、支援体制の未整備が挙げられます。

これらの成人期の課題に対して予防的に取り組むためには、早期の発達支援、学齢期における特別支援教育との連携は不可欠です。ところが、発達障害者支援センターは、行政的には厚生労働省、都道府県の福祉部局の管轄であり、教育委員会や学校教育機関との連携は、しくみとしては整備されていないのが現状でした。また、教育現場においては、特別支援教育の推進に伴い、コーディネーターの配置や個別の指導計画などの整備が進められてきましたが、現場では、障がい特性の理解や教育支援方法について、明確なモデルが教員間で十分共有されていないという課題がありました。

支援者養成研修プログラム

発達障がいのある人への支援にとって重要なポイントは、関わる人たちが発達障がいの特性について共通の理解をし、連携のもとに一貫性のある支援を継続して行うことです。そのためにアクトおおさかでは、支援者の養成に力を入れてきました。つまり、就学前の療育機関、学校、通所・入所施設等で直接支援に当たる人たちへの研修や、現場にセンタースタッフが定期的に出向いて巡回相談を行っています。発達障がいの特性に配慮したサービスが特定の専門機関に行かなければ得られないのではなく、いつも通っている園や学校や施設で得られることをめ

ざしてきました。

アクトおおさかでは、表1に示すような支援者養成研修プログラムを用いていますが、研修の中でも特に強調しているのは、障がい特性の理解と、一人ひとりの評価に基づき支援方法を組み立てるプロセスの研修です。このプロセスを基礎講座・実技研修・フォローアップ研修の中で繰り返し、さらに、定期

表1 支援者養成研修プログラム

- | |
|--|
| <p>1. 基礎講座（講義形式）（合計約10時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発達障がいの特性理解 ②個別の評価と目標の設定 ③コミュニケーションの評価と支援 ④行動上の問題の理解と対応 <p>2. 実技セミナー（1グループ5～6人の少人数での実習形式）（2日間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①リーディングスタッフの養成をねらう ②対象校の教室利用とモデル児童の参加協力を得る ③モデル児童の個別の評価→指導計画・準備→実施・再評価→修正→再実施のプロセスによる実習 <p>3. テーマ別合同研修会（1テーマについて半日間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教室の物理的構造化 ②スケジュールの活用 ③教材作り ④評価から支援プログラムの立案 ⑤行動上の問題の理解と対応などの中から選択されたテーマについて実習および実践交流を行う <p>4. 巡回相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村教育委員会により指定された学校・園に対して、アクトおおさかの巡回相談員を派遣する。 ②1校（園）につき、おおむね月1回、半日の巡回相談を実施する ③校内で主として巡回相談を受ける学級、児童・生徒を選定し、その学級、児童・生徒への指導助言をモデルとして、他の児童・生徒の理解へと広げていく。 ④2年目のフォローアップ対象校（園）に対して、年間6回を限度として巡回相談を実施する。 <p>5. 実践報告会や事例検討会のスーパーバイズ</p> <p>研修参加者による実践報告会や事例検討会（学校や教育委員会等が主催）での助言等</p> |
|--|



的な巡回相談を組み合わせることで、支援者が一人ひとりに合わせた支援を具体的に計画実施できる実践力の養成をねらっています。

学校教育支援モデル事業の展開

学校教育との連携を組織的に進めていくために、学校教育支援モデル事業として実施要項を作成し、大阪府教育委員会に対して事業説明を行い、地域選定および事業実施について協力を要請しました。その結果、実施地域の選定および当該地域内での実施対象となる府立支援学校および市町村教育委員会の選定は、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課、大阪府教育委員会支援教育課、アクトおおさかとの協議により選定されることが定例化するようになりました。

平成14年度から平成20年度までの間に、大阪府内の7ブロックの市町村教育委員会および府立支援学校5校を対象に、表1で示した内容の教員研修とモデル校への学校巡回相談を実施しました。

学校巡回相談の流れは、事前調査表により学校としてのニーズとモデル児童の状況把握を行い、モデル児童・生徒を1～2名に絞り込みます。1年目は原則として1ヵ月に1回アクトおおさかの巡回相談担当者が、学校・園を訪問し、授業参観の後、具体的に助言を行います。次の巡回日までに取り組み経過をまとめた経過表を、学校長の確認後、市教育委員会指導主事を通じてアクトおおさかの担当者に提出するという流れで実施しました。

学校教育支援モデル事業の成果

発達障がいの特性に合わせた特別支援教育を推進するモデル校やリーディングスタッフの養成という目的を明確にし、府・市教育委員会と連携を取りながら、組織的・計画的に事業を実施することにより、個別ケースへの介入方式と比べて、事業効果の広がりや継続性が見られました。

管理職をはじめとする校内バックアップ体制の整っている学校ほど、モデル校への巡回相談の成果はみられました。また、市町村教育委員会が、発達障がいに関する専門教員やモデルとなる学校を育成していくというはっきりしたビジョンを持っている場合に、アクトおおさかのモデル事業が、有効に活用され成果がより明確になったと思われます。

研修システムにおいても、複数の研修形態と継続的な巡回相談とを組み合わせることにより、2年間のモデル事業実施期間において、基礎的理解から実践・応用へと段階的に研修を進めることができました。さらにアクトおおさかの2年間のモデル事業の終了後も、本研修システムの有効性を確認した市の中には、市独自予算で同様の教員研修や巡回相談を社会福祉法人北摂杉の子会に委託して継続的に実施し、市の特別支援教育体制の専門家チームやリーディングスタッフの養成と連動させて効果を得ているところもありました。

福祉・教育連携事業

平成19年度に特別支援教育が本格実施され、大阪府教育委員会においても、支援教育地域支援整備事業を平成18年度から実施し、

- ①特別支援教育連携協議会の設置
- ②リーディングスタッフの養成と活用
- ③地域支援体制の整備
- ④ブロック体制（7地域ブロックと1広域ブロック）
- ⑤専門家チームの設置

に取り組んできました。アクトおおさかによる学校教育支援モデル事業も、平成20年度で府内の7ブロックを一巡したため、平成21年度より、従来の支援学校・支援学級への巡回相談のモデルをリニューアルし、福祉・教育連携事業を開始しました。

福祉・教育連携事業のねらいは、就学前から学齢期を経て青年・成人期へとすべてのライフステージから見た視点や支援モデルをアクトおおさかの立場から発信していくことと、療育施設・幼稚園などの就学前の機関から小学校へ、さらに、支援学校高等部から卒業後の移行期の支援のあり方について研修

表2 福祉・教育連携事業実施内容

<p>(1) リーディングスタッフ養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定されたブロックの支援学校および市町村のリーディングスタッフを対象に地域の幼稚園、小中学校へのコンサルテーション等を実施するための養成研修を行う。 ・研修内容については、①連続講座、②実技研修（2日半）、もしくは、③テーマ別合同研修（1テーマにつき半日）、④巡回相談への同行等 <p>(2) 移行支援モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいのある生徒に対する就学期から卒業後の移行期における支援のあり方について、指定された府立支援学校において、下記の研修を実施する。 ・研修内容は、 <ul style="list-style-type: none"> ①連続講座（青年・成人期の課題、自立支援、就労支援等をテーマ） ②モデル生徒の評価、移行支援計画の立案、指導の実施について、巡回相談を通して助言する。

を行うことです。研修の中では生活介護事業所や就労移行支援事業所の職員が福祉施設の現状や福祉制度等について研修を行ったり、実際に支援学級・支援学校の教員が福祉施設を見学研修したり、個別の支援計画を擦り合わせたりすることにより、福祉の視点と教育の視点の相互交流を行っています。

アクトおおさかとして、今後、高等学校や大学の高機能の発達障がいのある生徒・学生に対する支援についても、より組織的に教育と福祉の連携に取り組んでいく必要があると考えています。

最後に

教育と福祉が連携するには、まず、お互いを知ることから始める必要があると思います。支援学校や中学・高校では、進路担当の教員は、卒業後の状況について、進路指導を通じて知る機会がありますが、一般の教員は情報が限られています。そのような状況の中で、ライフステージを見越した個別の教育支援計画を立案するとすれば、現実的な実感の得られにくいものになるでしょう。生徒が卒前に福祉施設等で体験実習をするように、支援教育担当教員が一定期間、成人期の福祉施設で実習を行ったり、就学前療育機関の職員が小学校で一定期間実習を行うなどの相互交流の機会があれば、より具体的なイメージをもって、移行期の支援ができるのではないかと思います。